

平成30年度から国民健康保険税の税率等が変わります！

なぜ変わるの？



平成30年度から戸田市国民健康保険税が以下の改正内容のとおり変更されます。改正となる理由は、主に以下の2点です。

①医療費の増大

高齢化などにより医療費は増大しています。1人あたりの医療費は平成23年度から5年間で13.5%の増加です。

②国保財政のひっ迫

戸田市国保では、国保税や交付金等からなる国保特別会計のみでは財源を確保できず、住民税などからなる一般会計より赤字の補填をしています。1人あたりの赤字額は県内でも突出しており、平成23年度から5年間で118.7%の増加です。国保に加入されていない方も、国保の医療費を負担しているのが現状です。

このようなことから、国保財政の健全で安定した運営を図るため、平成30年度から税率等の改正を行うこととなりました。

国保財政の厳しい状況をご理解いただき、加入者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の改正について

国民健康保険税は、加入者1人ひとりの前年所得に応じて計算され、世帯で合算して、世帯主(納税義務者)に賦課されます。主に加入者の方が病気やケガをした際の医療費に充てられます。

●医療分 ①と②の合計で、すべての国保加入者に課税されます。

| | | 改正前 | 平成30年度から |
|-------|---------------------------|---------|----------|
| 所得割額 | ① 前年中の総所得金額等から33万円を控除した額の | 6.6% | 8.0% |
| 均等割額 | ② 加入者1人あたり | 18,000円 | 20,000円 |
| 賦課限度額 | ①と②の世帯合計限度額 | 52万円 | 54万円 |

●後期高齢者支援金等分 ①と②の合計で、すべての国保加入者に課税されます。

| | | 改正前 | 平成30年度から |
|-------|---------------------------|--------|----------|
| 所得割額 | ① 前年中の総所得金額等から33万円を控除した額の | 1.35% | 1.60% |
| 均等割額 | ② 加入者1人あたり | 9,000円 | 9,500円 |
| 賦課限度額 | ①と②の世帯合計限度額 | 17万円 | 19万円 |

●介護分 ①と②の合計で、40歳から65歳未満の国保加入者に課税されます。

| | | 改正前 | 平成30年度から |
|-------|---------------------------|---------|----------|
| 所得割額 | ① 前年中の総所得金額等から33万円を控除した額の | 1.20% | 1.42% |
| 均等割額 | ② 加入者1人あたり | 11,500円 | 12,500円 |
| 賦課限度額 | ①と②の世帯合計限度額 | 16万円 | 16万円 |

※ 記載している金額は、全て1年間の保険税額(年税額)です。年度途中での加入や脱退の場合は月割で調整されます。

低所得者軽減制度について

国民健康保険税には低所得者世帯に対する軽減制度があり、世帯の所得状況によって均等割額が軽減されます。前年の所得金額が以下に該当する世帯が対象となります。

| 軽減割合 | 前年の世帯総所得金額等 (世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額) |
|------|--|
| 7割軽減 | 33万円以下 |
| 5割軽減 | 33万円 + (27万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下 |
| 2割軽減 | 33万円 + (49万円×被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下 |

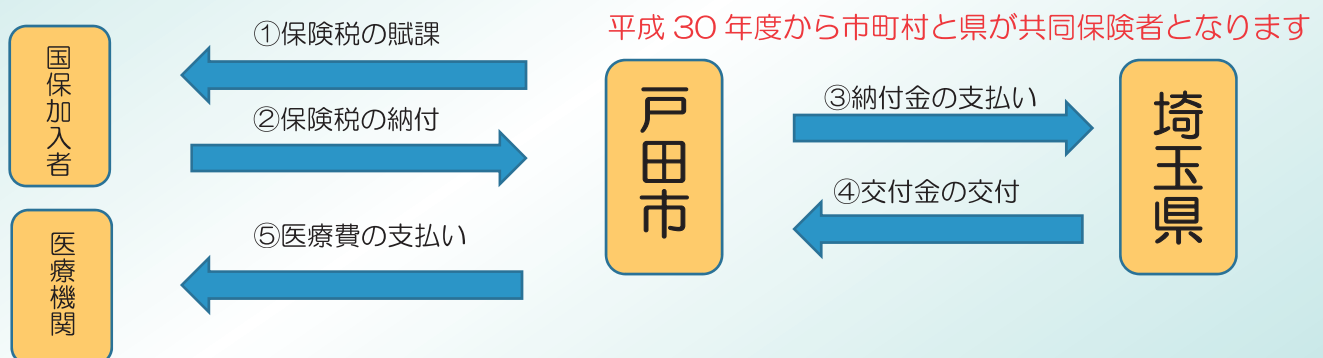
(ご注意) 下線部分は平成 29 年度の内容です。平成 30 年度に変更になる場合があります。(変更時は市の広報、ホームページ等でお知らせします。)

※ 軽減制度を利用するには、**確定申告**または**住民税申告**が必要となります。世帯に税申告をされていない方(未申告)がいる場合は、軽減が受けられません。

※ 対象世帯で被扶養者(1月1日現在 16 歳以上)がいる世帯には、**保険年金課より所得申告書を発送し、扶養の範囲内での収入の有無を確認させていただいています。**所得申告書の提出がない場合は軽減が受けられませんので、届きましたら必ずご提出をお願いいたします。

国民健康保険の制度改正(広域化)について

平成 30 年度より以下の図のように国民健康保険制度が変わります。今後は、県より示された税率(標準保険税率)を参考に、必要に応じて保険税率を改定します。



平成 28 年度の国保税について、1 人ごとに本来必要となる保険税額が埼玉県より示されました。内容は以下のとおりです。

| | 平成 28 年度 (本来必要額) | 平成 28 年度 (実際収納額：決算値) | 不足額 |
|-------------|---------------------|-------------------------|------------|
| 1 人あたりの保険税額 | 約 138,900 円 | 約 92,500 円 | 約 46,400 円 |

埼玉県が試算した本来必要額約 138,900 円は、保険税だけで医療費などの必要額をまかなう場合の金額ですが、戸田市の 1 人あたりの保険税収納額は約 92,500 円となり、1 人あたり約 46,400 円の不足額が生じました。この不足分は、一般会計からの繰入等により補填しています。このような状況は望ましくなく、戸田市としては段階的に解消すべく平成 30 年度より国民健康保険税の税率改正を行います。

ご理解とご協力のほど重ねてお願いいたします。

戸田市役所 保険年金課 国保賦課担当 048-441-1800 内線〔247・266〕
 保険年金課ホームページ <http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/235/>

